

《住所が記載される住民票の写し等の交付制限》

暴力行為等による相手方からの住所探索を防止します ～住民基本台帳法上の支援措置について～

支援措置とは

配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為、児童虐待、これらに準ずる行為の被害者を保護するため、事前に警察署や女性相談所等に被害について相談している方を対象に、支援措置の申出を受け付けています。

「住民票の写し」や「戸籍の附票の写し」等の交付請求が相手方からあった場合、証明書の交付を制限することで、相手方に現住所を知られることを防止し、被害者の保護を図ります。

支援措置の内容

相手方からの住所探索を目的とした次の請求を制限します。

- ・住民票の写しの交付（除票を含む）
- ・戸籍の附票の写しの交付（除票を含む）
- ・住民基本台帳の一部の写しの閲覧

※ 支援措置は、相手方以外からの正当な請求まで拒否できるものではありません。国・県等からの公用請求、第三者請求（債権債務）や弁護士等からの職務上請求など正当な請求である場合、厳格な審査のうえ、交付します。

※ 戸籍謄本・抄本には、現住所の記載がないため、交付制限の対象外です。

※ 本籍を現住所と同じ町名・地番にすると、相手方に現住所を推測される可能性がありますので、ご注意ください。

支援措置を申出できる人

以下の（１）～（４）のいずれかに該当し、事前に警察署等で相談をしている方【電話相談のみは不可】

- （１）DVの被害者であり、生命または心身に危害を受けるおそれがある
- （２）ストーカー行為などの被害者であり、反復してつきまといなどを受けるおそれがある
- （３）児童虐待を受けた児童であり、再び児童虐待を受けるおそれがある又は監護等を受けることに支障が生じる恐れがある
- （４）その他（１）から（３）に準ずる状態にある

申出者と同一住所の方についても、申出者と併せて支援措置の実施を求めることができます。

なお、支援措置を受けられるのは、警察署等の相談機関の意見をもとに支援の必要性を確認し、支援措置が必要と認められた方になります。

受付場所

宇都宮市役所（１階）市民課証明グループ（A9～10の窓口）

※ 地区市民センター・出張所では、受付していません。

受付時間

平日 午前8時30分から午後5時15分まで

必要なもの

- ・住民基本台帳事務における支援措置申出書（市ホームページからダウンロードできます。窓口にも用意してあります。）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証 等）
- ・裁判所発行の保護命令書、ストーカー規制法に基づく警告等実施書面 等（※お持ちの方のみ）
- ・宇都宮市以外の市区町村に土地・建物の固定資産をお持ちの方は、納税通知書

※裏面もご覧ください

手続きの流れ

- (1) 警察署等の相談機関に、被害について相談してください。
- (2) 「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に記入し、市民課へ提出してください。
※受付時に、被害状況等を確認します。
- (3) 市は警察署等の相談機関に支援の必要性を確認し、協議します。
- (4) 支援措置の可否について、申出者に文書で通知します。

支援措置の期間

申出翌日から1年間です

- ・支援期間満了前に、文書で通知します。
- ・支援の延長を希望される場合は、支援期間満了日の1か月前から当該満了日までに延長の申し出を行ってください。
- ・支援期間を経過しても申出がない場合は、支援を終了します。

留意事項

- 支援措置の申出をされると、以下のサービスがご利用できません。
 - ・住民票の写し等のコンビニ交付
 - ・戸籍の広域交付（本籍地以外の窓口で戸籍謄本等を取得すること）
 - ・住民票の広域交付（他市区町村の窓口で住民票の写しを取得すること）
- なりすまし防止のため、代理人からの住民票の写し等の交付申請（委任状による請求）や郵送による交付申請はできません。

住民票の写し等は、市民課又は地区市民センター等の窓口で本人確認書類（マイナンバーカード、免許証等）を持参のうえ申請ください。

※バンバ出張所における土日祝日の受付はできません。

<主な相談機関>

名 称	電 話 番 号
宇都宮中央警察署（生活安全課）	(623) 0110
宇都宮東警察署（生活安全課）	(610) 0110
宇都宮南警察署（生活安全課）	(653) 0110
栃木県中央児童相談所	(665) 7830
とちぎ男女共同参画センター パルティ相談ルーム （配偶者暴力相談支援センター）	(665) 8720
宇都宮市女性相談所 （宇都宮市配偶者暴力相談支援センター）	(635) 7751
とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）	(678) 8200
宇都宮市社会福祉事務所 生活福祉課	(632) 2377
高齢福祉課	(632) 2356～2358
障がい福祉課	(632) 2366
子ども家庭支援室	(632) 2788
宇都宮市保健所 保健予防課	(626) 1114

<問合せ先>

宇都宮市 市民課 証明グループ
☎ 028-632-2267